

【問い合わせ先】

伊是名村役場商工観光課

電話 0980-45-2534

伊是名村生活支援クーポン券 取扱店募集要領

1 生活支援クーポン券交付事業の概要

- (1) 名称 生活支援クーポン券（以下、「クーポン券」という）
- (2) 事業主体 伊是名村
- (3) 交付対象者 基準日（令和 7 年 8 月 31 日時点）において伊是名村の住民基本台帳に記録されている世帯
- (4) 対象世帯数 725 世帯 ※各世帯主 1 冊（1,000 円券×10 枚綴り）
- (5) 利用可能期間 令和 7 年 10 月 1 日（予定）～令和 7 年 12 月 31 日

2 取扱店申し込み資格

伊是名村に店舗を有しており、商工会会員である事業者。ただし、次の（１）から（５）に該当する店舗は除く。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務適当化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業を行う店舗
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う店舗
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗
- (4) 村税等の未納がある事業者
- (5) その他クーポン券を使用するにあたり、本事業目的にふさわしくない商品及びサービス等を提供するものと村が判断した店舗

3 取扱いにおける厳守事項

- (1) クーポン券は物品の販売またはサービスの提供など取引において利用可能です。
- (2) クーポン券を現金化することはできません。
- (3) クーポン券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- (4) 不足分は現金で受け取ってください。
- (5) 利用期限を過ぎたクーポン券は受けとらないで下さい。
- (6) クーポン券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負いません。

4 クーポン券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）
- (2) 有価証券、クーポン券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関の預け入れ
- (4) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (5) 取扱店自らの事業場の取引（商品の仕入れ等）
- (6) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
- (7) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (8) 特定の宗教や政治団体に係るもの、公序良俗に反するもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の正当化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関する支払い
- (10) その他、消費税率引き上げ直後の 6 ヶ月以内の消費に確実につなげるといふ本事業の趣旨にそぐわないもの

5 取扱店の責務

- (1) クーポン券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、すでに取扱店名に記入がある場合は受け取りを拒否してください。
- (2) 利用者から受け取ったクーポン券の紛失や盗難、毀損、換金期限切れ等による損失は取扱店の責とします。

6 申請手続きについて

(1) 申請方法

この募集要領の同意の上、申込書に必要事項を記入し、受付場所まで持参または郵送してください。

ア 申込書

イ 誓約書

ウ 振込先通帳の写し

・村が保有する前項イに掲げる書類については、申請者の同意があったときは書類の提出を省略することができる。

・複数の店舗を申請する場合は店舗毎の申請が必要です。申

込書の様式は下記の申込受付場所または村ホームページから
入手いただけます。

- (2) 申込受付場所（9：00～17：15 土日祝除く）
伊是名村役場 商工観光課
- (3) 申込期間
令和7年9月10日（水）～令和7年9月19日（金）17
時まで
郵送の場合、令和7年9月17日 消印有効
- (4) 申込後について
申込のあった店舗については、申込書の内容を精査の上、取扱
店として登録致します。
- (5) その他
申込書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査
及び関係資料の提出を求める場合があります。

7 換金について

- (1) 換金申請受付期間・時間
令和7年10月1日（水）予定～令和8年1月30日（金）
9：00～17：00 土日祝除く
※最終期限を過ぎての換金には応じられません。ご注意ください。
- (2) 換金方法・振込等
伊是名村役場商工観光課までクーポン券とともに換金請求書
を持参してください（郵送不可）。換金請求書は伊是名村役場
商工観光課または村ホームページから入手してください。
換金請求書は随時受付するのとし、事務手続き完了後（最低
3日間）伊是名村役場の金融指定日（毎週火曜日・木曜日）い
ずれかの日に振込みます。なお、換金手数料は無料です。

8 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合は、換金を停止
するとともに取扱店の承認を取消すると同時に取扱店名を公表し、ク
ーポン券を利用した取引に係る全額を当該取扱店が負担するものと
します。また、違反によりその他損害が発生した際は、その額も負担
していただきます。